

シンメトリーフラワーガイドライン (2026.2)

シンメトリーフラワーガイドラインは、すべての人がシンメトリーフラワーを通じて幸せになることを目的に定めたルールです。

本ガイドラインや著作権法等の法律を守り、皆様が安心してシンメトリーフラワーをお楽しみいただけたら幸いです。

目次

1.シンメトリーフラワーとは.....	1
2.各種料金	1
3.できること・できないこと	2
許諾早見表	2
許諾内容の指針	2
4.上級講座の受講資格について	3
5.オリジナル作品について	3

1.シンメトリーフラワーとは

シンメトリーフラワーは、シンメトリー（対称性）をテーマにした作品群です。

- ・幾何学的な美しさ・楽しさ・発見・ひらめきの感性が花開く願いから生まれました。
- ・かんたんに描ける作品が多く、初心者の方にもおすすめです。
- ・インストラクターになると、講座の開講やオリジナル作品の販売ができます。

2.各種料金

(すべて税込価格)	講座料金	型料金	その他
公式作品：初級講座	3,000円	1,500円	—
公式作品：中級講座	3,500円	1,500円	—
インストラクター認定料（※1）	—	—	20,000円
公式作品：上級講座	4,000円	2,000円	—
オリジナル作品（※2）	3,000円～	—	—

※1 インストラクターの認定期限は永年で、更新手続きもありません。年会費は無料です。ただし、紛失等した場合は再発行手数料1,000円（税込）の支払いが必要となります。送料など手続きにかかる費用は申請者のご負担となります。

※2 オリジナル作品の講座・販売は使用した公式作品以上の価格で行います。

下記は最低価格です。より良い作品づくりを目指してください。

中級講座の型を使用した場合：3,500円～

初級講座と中級講座の型を使用した場合：3,500円～

初級講座と上級講座の型を使用した場合：4,000円～

3.できること・できないこと

許諾早見表

	一般	インストラクター
1. 公式作品の講座を開講する	×	○
2. インストラクターを養成する	×	○
3. 型を購入する	×	○
4. 型を複製・販売・譲渡する	×	×
5. 型の一部を変更する・似せる	×	×
6. 「シンメトリーフラワー」表記を省略する	×	×
7. 型をシンメトリーフラワー内で組み合わせる	×	○
8. 型をシンメトリーフラワー以外に使用する	×	×
9. 作品を展示・譲渡する	△	△
10. 公式作品を販売する	×	×
11. オリジナル作品の講座を開講・販売する	×	○
12. 作品を二次利用する	×	×
13. インターネット上に作品を掲載する	△	△
14. インターネット上で講座を開講する	×	×
15. 制作過程を公表する	×	×
16. 上級作品を受講する	×	○
17. 上級作品を用いたオリジナル作品を受講する	×	○

○できる △条件を満たせばできる ×できない

シンメトリーフラワーの一部または全部を利用した場合、上記内容に同意したとみなします。上記に記載されていない場合は許諾しておりません。

許諾範囲を超えた場合、インストラクターの認定を取り消す等の措置を行うことがあります。

許諾内容の指針

- (1) 一般の方は原画の無償のプレゼント・展示のみ可能です。
- (2) 型は変形・複製・譲渡できません。そのままお使いください。
- (3) 作品には「シンメトリーフラワー」と表記してください。
シンメトリーフラワー以外の作品と組み合わせることはできません。
- (4) 制作過程・制作途中の作品は公開できません。完成品のみ公開できます。
- (5) インストラクターは型の購入・講座の開講・オリジナル作品の販売ができます。
販売は原画のみ可能です。カレンダーやコップへの印刷等の二次利用はできません。
- (6) 公式作品は講座の開講のみ可能です。公式作品の販売はできません。
- (7) オリジナル作品の開講・販売は、使用した公式作品以上の価格で行います。
オリジナル作品の開講・販売は、考案した作家の許諾を得てください。
- (8) 上級作品および上級作品を用いたオリジナル作品はインストラクターのみ受講可能です。
受講後は公式講座の開講・オリジナル作品講座の開講・オリジナル作品の販売ができます。

4.上級講座の受講資格について

上級講座はシンメトリーフラワーインストラクターのみ受講できます。

上級講座を受講する際には、必ず認定証を提示してください。

上級講座を開講するインストラクターは、必ず認定証が提示されたことを確認してください。

上級講座の作品を用いたオリジナル作品の受講はインストラクターのみ受講できます。

この場合も、必ず認定証を提示してください。

・認定証の提示例

- ：認定証の原本を持参する。
- ：認定証のコピーを持参する。
- ：認定証を写したスマートフォンの画像を見せる。
- ：認定証を写した画像を予約メール等に添付する。

5.オリジナル作品について

シンメトリーフラワーインストラクターになると、シンメトリーフラワーの型を組合せて描くことができます。

・シンメトリーフラワーインストラクターの場合

- ：「原初」に用いられている型と「誕生」に用いられている型を1つの作品に用いる。
- ：公式作品のモチーフの一部を使わずに、簡略化した作品を制作する。

このように Airy Art Creator が公式で指定した組合せである「公式作品」に対して、個々のシンメトリーフラワーインストラクターが自由に組合せた作品を「オリジナル作品」と呼称します。

「オリジナル作品」は Airy Art Works の二次的著作物です。「オリジナル作品」はすべてシンメトリーフラワーの一部となり、本ガイドラインに従うものとします。そのため、「オリジナル作品」であったとしても「シンメトリーフラワー」表記を省略したり、「オリジナル作品」の二次利用はできません。本ガイドラインに従う限り、Airy Art Creator が個々のシンメトリーフラワーインストラクターの活動を制限することはありません。

「オリジナル作品」には、Airy Art Creator の著作権だけでなく、シンメトリーフラワーインストラクターの著作権が存在しています。そのため、シンメトリーフラワーインストラクターは「オリジナル作品」に好きなタイトルをつけることができます。また、他のシンメトリーフラワーインストラクターの「オリジナル作品」を無断で使用することはできません。

「オリジナル作品」に使用できる型は、シンメトリーフラワーインストラクターが受講した公式作品の講座のみとします。

- ×：上級講座を受講していないが、上級講座の型をオリジナル作品に用いる。
- ：シンメトリーフラワーにはない型を自分で制作し、初級講座の作品に用いる。

以上

2026年2月1日より適用

Airy Art Creator